

則一付キ行政規則アルハキモ是レ獸畜ノ所有
者ト賃借人トノ關係ヲ規定スル所ノ法律ニア

抑、曩者ノ賃借ハ資本主ト勞働主トノ一ノ結社
ニシテ資本主ハ獸畜ヲ買ヒ賃借人ハ之ヲ使役
スルモヒノナリ蓋シ資本主自カラ獸畜ヲ使役
シトセハ却テ農夫ヲ使役シ之ニ賃銀ヲ拂ヒ加
之其農夫ハ自己ノ利益ナキニ因リ敢テ勞力ス
ル所ナク為メニ資本主ノ利益ナキニ因リ敢テ勞力ス
カ故ニ此契約ニ因リ自ラ獸畜ヲ買フト能ハサル
借ラズニ契約ニ結フモ組織スル中ハ其出資ニ應
レ振額ヲ分シ不レ利益アルハ、是ヲ以テ氏

法草案ハ此点ニ關シ凡箇ノ律條ヲ制定シタリ
佛蘭西法典ニ於テハ之カ為メ三十餘條ヲ設ケリ
タリ抑、日本ニ於テハ獸畜ニ之ク却テ其供給
ラ外國ニ仰ク故ニ獸畜ノ養成賃借ノ事ヲ規定ス
ルハ為メニ國家ノ富源ヲ養成スルモ漸ク生産
ヘシテ實ニ日本ニ於テハ肉ノ消費日々漸ク生
ニテ過スルハ資本主ト小作人ト獸畜ヲ養
之テ繁殖セシムルカ故ナリ
アルテ悟ラサルカ故ナリ
陸上保險契約ト類似スルヲ以テ大
陸上保險契約ト類似スルヲ以テ大
ニ商業タル海上保險ト類似スルヲ以テ大
以保險ハ殆ソト常ニ商品ニ適用スルモノナリニシテ

受ケシムヘキニアラス
此場合タル商人ヨリ非商人ニ商
ル場合ト同一ナリ蓋シ若シ商人
ノ義務ヲ履行セサレハ商人ハ商
ヲ受ク可キモ買主代價ヲ拂ハサ
ルモ裁ク見レハ異議ヲ容ルヘキ
所ナリ
尚ホ此他ニモ民法ト商法ト異ナリ
怪ノ規定アル場合頗ル多シ

其所為保險人
事ヲ陸上保
物ニ過キサル
ハ賣主ニ在テ
ラサルナリ
テ商法ハ例
テ海上保
ニ普通ナル規
リ是レ原案ニ
抑保險人商
ノ規定ハ民法
テ商法ハ例
ニ普通ナル規
レ是レ原案ニ
抑保險人商
ノ規定ハ民法

公正證書時効停止及既判力等ニ關スル意見書

(ホアソナード意見筆記ヲ五ニ同附録續)

人 配 = 受 = ス ク 以 所 ナ 若
慮 反 取 嬰 實 ハ テ 有 ラ シ
ヲ シ リ 害 = 戸 ス 権 ハ 日
為 テ 其 ア 抵 長 ル ノ 抵 本 必
シ 賣 行 ル 當 ヲ ヲ 稜 當 = 要
就 却 フ 可 = シ 要 付 ヲ 於
中 ヲ 所 シ 付 テ ス = 設 テ
之 為 ノ 蓋 ム 其 キ ス 未
ヲ ス 結 シ ル 設 ナ レル 公
競 下 果 賣 ハ 賣 ノ リ ハ = 證
賣 ア ヲ 知 ス 却 任 即 一 更 人
= テ サ リ ル 且 所 = 當 裁 擔 = 設
付 ス ル カ 毫 ノ = ラ 判 保 端 ケ
ル カ 故 = 自 ハ ス ム ノ ル ヲ 以
抗 = 多 己 ノ 價 ハ ヲ 記 式 以
テ ハ 少 ノ 意 ヲ 更 要 若 テ シ

ホ
ア
ソ
ナ
一
ド
意
見
筆
記
第
五
六
回
附
録
ノ
續
書
ノ

3.
テ保論セシメタルハ即チ其債務ヲ暗ニ追認シ
テ西ニ於テ論議置キ所ナリ而シテ其停止ヲ唱
カ為メニ停止スルノナリヤ否ヤノ點ハ佛蘭
債権者質物ヲ占有スルニ拘ハラヌ免責時効ノ停止
ル雖モ躊躇セザラシク希望ス正證書ヲ要ストス
ル雖モ躊躇セザラシク希望ス正證書ヲ要ストス
ホリト雖モ若シ私署證書ヲ以テ足レリトセハ尙
其確定ノ日附ヲ要ストシ事實前ノ日附ヲ付
シ詐欺ヲ行フ下得サラシムルヲ要ストス
テハ之ヲ設定シタルモ之ヲ得サレリトセハ尙
任ニ當ラシメハ甚タ其當ヲ得サル所ナリ然
レニ當ラシメハ甚タ其當ヲ得サル所ナリ然

分其物件ノ代價ヲ得ヘキナリ然ルニ抵當ヲ附
與スル所ノ者ハ概テ子金額ノ需用アリテ偏ヘ
金額ヲ借用セシト欲スルヨリ其貸主ハ之ニ
ムルニ往々過當ノ擔保ヲ以テシ或ハ富初抵當
ナク金錢ヲ貸與シテ期限ノ至ルニ及ビ貸主
訴追ス可キトテ以テ之ヲ脅迫シ遂ニ之ヲ
抵當ヲ付與セシメテ為メニ其信用ヲ損スルニ
ルテアル可シメテ為メニ其信用ヲ損スルニ至
若シ其設定證書ヲ公證人ノ面前ニ於テ作ル
ハ債務者其助言ヲ受ケ必要ナル程度内ニ非サ
レハ抵當ヲ付與セザル可シ凡ソ何レノ國ヲ問
ハス公證人ノ所ニ於テハ抵當ヲ然ルニ定スルニ
ハ必ラス公證人ノ所ニ於テハ抵當ヲ然ルニ定スルニ

夫レ時効ハ債権者或ル時期間訴訟ヲ行ハサル
 ニ基テ辨濟ノ推定ナリ其時期一旦經過スルニ
 抗テハ債務者ハ時効ヲ申立ソルヲ得モノナ
 リ故ニ此場合ニ抗テハ債務者其質物ノ返還ヲ
 求ムルヲ得サル可カラズ若シ反對ノ説ニ債務追
 片ハ充分ナル理由ナク又必要モナキニ債務追

認メテ追認ハ例外ヲ設クルニ至ル可シ抑
 債務者ノ追認ハ質物ヲ請求セサル
 尙事案ノ外尙ホ他ニ其追認アリトモ
 尙素アアルヲ要ス加之ナラズ若シ質物ヲ
 サル事實ノ要ス加之ナラズ若シ質物ヲ
 結果甚タ妙ナラサルモ暗示ノ進認アリトモ
 ノ時期經過シタル片ハ債権者ハ尙ホ保
 質物滅失シタル片ハ債権者ハ尙ホ保
 セサルトモ申立テ債権者ニ自餘ノ効未ダ進
 辨濟ヲ請求ス可シ然レ氏斯クノ如キ極端ノ結
 果ハ最モ債権者ヲ保護スルノ説ヲ唱ル者モ
 猶ホ未ダ之ヲ認メサル可シト信ス若シ果シテ

訟初項ノ訴訟ト同一ノ事件ニ係ルヤ否ヲ知ル
能ハサルハ其自巳ノ為メ訴訟スル者トシテ
示ストル所モ亦理由ナリ故ニ若シテハ指
示カレタル付セサル片ハ一方ノ者一且訴
既判力ニ付テモ起ルモノハ一方ノ者一且訴
ハル當事者ノ訴訟ト起ルモノハ一方ノ者一
ルハ能ハサルハ其自巳ノ為メ訴訟スル者ト
別スルハ片ハ其自巳ノ為メ訴訟スル者ト
審理甚大ナル訴訟ニ付テハ其自巳ノ為メ
二審裁判スル所ニ付テハ其自巳ノ為メ

ハ件威蓋ニ更此
理由指カシテ主ラ之ヲ數ル
ナ定有文ハ只其衍
リシスル理由要
故之ヲ能ト之ヲ附
ニ認可ハサルモ別
理認可ハサルモ別
觀又ハ棄却スルハ
察ハ棄却スルハ
セ棄却スルハ
サ却スルハ
レスルハ
ハ所裁判事
再次ノモノ
ノモノ

其結果ヲ認メサレハ反對論者ハ自家撞着ノ
ヲ唱フルモト謂ハサルハ反對論者ハ自家撞着ノ
ハ原則ニ從ヒ原案ヲ維持ス可キト講究スル
モノナリ尚ホ註釋キ細キト講究スル
第七尚ホ註釋キ細キト講究スル
既判力ヲ理由トシテ付ス可キ

文トハ決シテ分別ス可カラス必ラス之ヲ一體
ト者做シ之ニ依テ以テ訴訟ヲ指定シ判決ニ付
テ満尺セサル當事者ノ再出訴初ノ訴訟
ヲ再起スルモノ在ラサルヤ否ヤヲ識別ス可
キナリ

民法商法兩典ヲ頒布スルニ當リ一條ヲ附
加スル可キノ議
民法商法兩典ヲ頒布スルニ當リ左ノ一條ヲ附
加スル可キノ議
民法及ヒ商法ノ此兩典ニ交渉スル事件ニ關
スル條例中裁判所ニ於テ抵触アリト認メタ
ル場合ニ於テハ私法ニ關シテハ普通法タル
モノトシテ民法ヲ適用ス可シ

實ニ民法及ヒ商法ノ兩草案ハ編纂者ヲ異ニシ
且其據トスル所ノ法律ヲ異ニスル故ニ未ダ
相抵触スルトナキヲ必セス或ハ裁判所ニ於テ
其抵触アリト看做スル可シ然リト雖モ裁
判所ハ必テ拒絶ノ責アル可キカ、ル可カラ
ハ裁判拒絶ノ責アル可キカ、ル可カラ
ニ抗テハ性質ニ依リ普通法一般尋常ノ法タル
民法ヲ適用スルヲ要ス而シテ爾後眞ニ兩典中
抵触ノ点アルト明了ナル片ハ政府ハ更ニ法律
ヲ制定シ之ヲ断定ス可シ

ホアンナード氏
民法草案修正關スル意見筆記(擔保篇) 第七回

七月二十四日配付

民法草案修正ニ関スル「ボアソナー」氏意見筆

記(擔保編ノ二) (明治二十二年三月二十九日)

ホアソナートナード(ト) 擔保編第四條ノ末文ニ「履行ノ

不能トシテ履行ハ撞着ノ嫌アリ過失ニ

歸ス履行ト改ム可シ債務者ニ在リ

テ不履行ト改ム可シ債務者ニ在リ

第ニ十條ニ主マシ債務者ニ在リ

シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ債務者ニ在リ

他ノ方法ニ因リ償却シト云ヒシナリ然ルニ唯

権者ニ対抗スルコトヲ得ルヤ否ヤ明クナラス原
未義務者ノ財産ハ悉ク債権者ノ担保タルヲ以
テ債権者トシテ必要アラスラサレバナリ唯
定スルノ必要アラスラサレバナリ唯
抗スルコトヲ得ルヤ否ヤ明クナラス原
凡ノ然ルニ本條ハ修正案ニシテ規定スル
ト債権者トシテ必要アラスラサレバナリ唯
者ニ對スル効力ヲ定ムサルカ如シ又ハ取
三者ニ對スル効力ヲ定ムサルカ如シ又ハ取
大ナル効力ヲ定ムサルカ如シ又ハ取
今此條件ヲ刑除スルニ於テハ一旦證書ヲ録
製シテ後更ニ刑除スルニ事竇以前ノ日附
五

不可ナル法則ナリ故ニ「債務者ノ其相子タル可シ」ト改
ムヘシ
（寺嶋報告委員）羅馬法ニテハ連帶債務者ノ一
人出訴セラレスル片ハ自餘ノ債務者其義務ヲ一
免カレヌリシキ
（ホアソナード）羅馬法ニ依レハ債権者一タヒ
連帶債務者ノ一人ヲ相手取ル片ハ最早他ノ債
務者ヲ訴追スルコトヲ得サリシナリ故ニ本條ニ
債務者ノ其責ニ任スルト云フ片ハ恰モ羅馬法
ヲ採用シタルカ如ク修正スルハ且確定日附ヲ刑除
シタリ斯ノ如ク修正スルモ茅三者又ハ他ノ債
五

ナルモノナルヤヲ考フルニ實際其推定ヲ下ス
ナ能ハサル場合アルヲ以テ決シテ確實鞏固ノ
モノニアルヲ要スルニ從テ其存スルカ為
メニ主之ル債務ノ既責時効ヲ停止スルハ全ク
法理ニ及スルヲ以テ余ハ本條ヲ旧案ニ復セシ
テ主張スル
芽百二十三條ニ不動産質ハ私署證書ヲ以テス
ルモ猶ホ之ヲ設定スルヲ得ルモノトシタルハ
甚々其當ヲ得サル所ナリ
(寺場報告委員) 是レ抵當ヲ設定スルニ私署證
書ヲ以テスルトハ許シタルニ由ル
(ホアソナト) 其ハ頗ル奇恠ノ事ト謂ハサル
ヲ得ス果シテ然ラハ公證人ノ如キモ宜シク之

ヲ廢止シテ可ナラン何トナレハ不動産質及ヒ
抵當ノ設定ニ私署證書ヲ以テスルヲ許ス
上ハ公證人ノ必要ナケレハナリ殊ニ抵當ノ設
定ノ若キハ其所有權ニ及ホス影響大ナルヲ以
テ具手續ヲ鄭重ニセサルヘカラス故ニ其證書
ヲ作ルハ公證人ノ面前ニ於テスルニ然ト定メ以
テ所有者ノ利益ヲ保護シスルヲ約束ヨリ然ルニ私署
證書ヲ許スルハ遂ニ頭ノ約束ヨリ實ニ言フ
質又ハ抵當ヲ設定スルニ至リ其言ヤ實ニ言フ
ヘカサレモノ設定ナラシムル故ニ抵當ヲ私署
證書ヲ以テテ不動産
芽百三十一條芽ニ項ハ復ラテ削除スルヲ要ス

芽一田畑山林ノ實ニ関スル片モ亦々果實ト利
 息ト相殺セシテ計算スルハキ合意アルハ
 質取主ノ利益ノカサヤ明カナリ又該合意ナク
 丁ヲ得サレハ利息ト相殺スルハナリ
 主ノ利益ノカサヤ明カナリ又該合意ナク
 カラズ之ヲ禁シテ棄ルハ毫モ妨ケテ
 ヲ併セ失フハ禁シテ棄ルハ毫モ妨ケテ
 加ニ論者ハ収益權トシテハ法理ニ依リ
 リト云フモ毫モ當ラザルハ債務者ニ
 債務者ハ収益權トシテハ法理ニ依リ
 ハ抵當權ハ収益權トシテハ法理ニ依リ
 比スレハ利益ヲ得ルハ併セテモ之ヲ
 ルニ比スレハ利益ヲ得ルハ併セテモ之ヲ

茅一項ノ建除ノ結果
 トシテ之ヲ削除スル要スルハ
 収益權ハ適當ノ時期ヲ得ルハ
 何時ニテモ之ヲ適當ノ時期ヲ得ルハ

民法草案修正ニ関スルホアソナード氏意見筆記

第八回(明治三十一年四月)

寺島報告委員 第四百四十二條中訴訟費用ノ字

ハ意義ヲ盡サ、ル所ナキカ

ホアソナード 訴訟費用ト譯シタルハ反譯ノ

當ヲ得サリシナリ宜ク法律上ノ費用トスヘシ

寺島報告委員 又本條第二項單ニ債權者ニ有

益ナラサリシ費用ト云フモ亦不可ナルニアラ

スヤ即チ總テノ債權者トスヘキカ如シ

ホアソナード 然リ總債權者ニ有益ナラサリ

ニ費用トセサル可カラス

第四百五十四條第二項ヲ削除シタルハ甚タ不可

ナリ若し賃借人賃借人ノ認諾ヲ經テ產出
物ヲ持テ去ルヲ得トセハ先取特權ヲ設ケタル
ノ利益ヲナシ故ニ例ハ賃借人其產出物ヲ賣ラ
ニト欲セハ賣渡代金ノ受取ヲ賃借人ニ委任シ
以テ其義務ヲ履行スルニ抑物ヲ處分スルハ可
ナリ然レモ所リ一處分ニ持テ去ルモ可ナリト
セハ先取特權ヲ設ケタル利益ナシ故ニ此一項
ヲ削除シタルハ不可ナリ
寺島報告委員然レモ善意ノ第三者ニ追及ス
ルト能ハサルハ然レモ未タ必スモ第三
ホアソナド然リ然レモ未タ必スモ第三
者善意ナリトセス或ハ惡意ナルトアルハ故
ニ此場合ニ於テ舊條二項ヲ存シ置カハ賃借人

濫リニ產出物ヲ持テ去ル片賃借人賃借ノ解除
ヲ為シ得ヘシト雖モ若シ之ナクハ解除ヲ請
求スルト能ハサルハ本項ヲ存スヘキ重モナル理由
寺島報告委員然レモ善意ノ第三者ニ追及ス
ハ賃借ノ解除ヲ為スルヲ得セシムルニアルヤ
ホアソナド然リ然レモ未タ必スモ第三
取カ争ハレ又ハ遲延セテ然ル片調書ヲ三個
月内ニ争ハレサレモ可ナラニ然ル片ハ債權者ハ
損害ヲ蒙ルヘシ縦令工事ノ受取ナク氏必ス其
記入ヲ為サシムサレ可ラス若シ其記入ノ期限
ヲ延スルヲ得ル片甚タ不都合ナリ又第百七
十九條第一項中「工事ノ甚タ不都合ナリ又第百七
事ニ付キ内金トシテ支拂ヒタル金額トアリ此

ノ内金ノ語ハ有セサル可カラス何トナレハ是
レ工事ノ竣成前ニシテ工事漸金ヲ貸タレハ
ヲ觀察シタルモナレハナリ又第百九十八條
ニ工事ニ因リ先取特權ヲ有スル債權者ハ工事
渡アテテハ絶止ノ前ニ讓渡アリテアレハ氏讓
寺島報告委員夏絶止ノ前ニ證書ノ讓渡トシテ
可ナルヤ
ホアソナド證書ノ語亦不用ナリ絶止前ニ
讓渡ノ登記アリタルモ云々トシテ可ナリ
ホアソナド第二項中舊案ハ建
築又ハ植付ナドクテ此等ノ物ヲ抵當ト為シ又ハ土
地ナクテ此等ノ物ヲ抵當ト為ス
ト得スト

アリタリ然ルニ之ヲ删除セラルカ
築物ノ土地ノ一部分ニ屬シタル場合規定
タルモナリ此等ノ事タルモ註解ニモ論置キタル
カ實際甚タ不便ナルモニシテ家ト地面ト
所持スル者ノ家又ハ地面ノ抵當ニスルカ
十ハ之ヲ許サ、ルヲ要ス尙キ註解ニ就キ考究
アラフニテ望ム
寺島報告委員夏第二百二十條第二總テノ相續
人トアリ此總テノ語ハ他ノ條項ニ於テハ概
子之ヲ刑除シテ本條ニテハ如何
ホアソナド總テノ字ヲ刑除ル可シ
寺島報告委員夏第二項有効ニ遺
囑上ノ報告委員夏第二項有効ニ遺
當ヲ設足スルニハ設定者ヨリ債務者

及ヒ債権者ニ對シ遺囑ニ因テ直ニ授受スルノ
能カアルトアリキ之ヲ刪除シタルノ
當否如何
ホアソナード
第千二百二十八條ヲ存スルヲ可ナリトス次ニ
可ナリ如何ナル理由ヲ以テ之ヲ刪除シタル甚
寺島報告委員
ホアリ
ホアソナード
ナシモノナリ之ヲ刪除セハ遠隔ノ地ニモ行
カサル可カラサル非常ノ手數ヲ要スルナリ
ハ第三者カカル財產ヲ取得シタル片之ニ附
着スル抵當ヲ除クニテ欲スルモ何所ニ通知

シテ可ナルヤ之ヲ知ルニ由ナカル可シ故ニ住
所ノ撰定ハ必ス之ヲ命セサル可カラス加ニ住
ラス本條ニ住所撰定ノ制裁ヲ設ケント欲ス即
チ本條末項トシテ該撰定ナキハ管轄地内ニ除
キ利害關係人裁判所ニ請願シテ右管轄地内ニ
於テ該住所ヲ指定セムルヲ得テ召喚又ハ告
第百三十七條ニ復スルヲ要スル所ナリ
レ共ニ舊案ニ復スルヲ要スル所ナリ
第百七十九條ノ末項ヲ刪除シタリハ甚タ不
可ナリ之ヲ刪除スル片ハ第二箇ノ期間重複併合
スルカ知クナル可シ又第二ノ十里毎ニ一日ヲ

ボアード氏

意具業光(證據編)

後九回
至五回

修正民法草案ニ関スル「ボアソナード」ノ意見筆
記證據論ノ一

第九回(明治二十二年四月三日)

(ボアソナード) 新第十條即チ旧第十三百二十
三條中「必要」下ニ在リシ「有益」ノ文字ヲ删除シ
テ「然ルニ有益」ノ意ハ決シテ必要ナル語中ニ
含有スト謂フ可カラズ故ニ若シ其一ノミヲ存
セシト欲セハ寧口必要ヲ有益ト改ムハシ蓋シ
有益ナル語中ニハ必要ノ意義ヲ含蓄スルモノ
ナリ

又同條第二項ヲ删除シタルノ理由如何
(寺島報告委員) 臨檢ノ事項ハ民事訴訟法ニ規
定シアルヲ以テ删除シタルナリ

之(ホアソナード) 旧第百三十三條及百三十四條
三百二十五條ヲ刪除シタルモ亦同一ノ旨趣ニ
出テタルヤ

(寺島報告委員) 然り

(ボアソナード) 然レ氏旧第百三十三條百三十四條ノ
如キハ決シテ訴訟法ニ規定スヘキモノニアラ
スシテ民法ニ規定スヘキモノナリ何トナレハ
當事者ノ出頭セサルモ猶ホ臨檢ヲ有効
トスルハ即チ基本ノ規則ニシテ手續ニ屬スル
モノニ非サレハナリ手續ニ屬スルモノハ訴訟
法ニ讓ルヘキモ基本ノ規則ハ民法ニ規定スヘ
シ第百三十三條百三十四條ノ如キハ基本ノ規
則ナリ以テ民法ニ規定セサルハカラス旧第百三十三條

二十五條ニ至テハ第百三十三條以下ハハ
屬スルヲ以テ訴訟法ニ讓ルモ可ク然レモ
第一項ノ規則ハ基本ノ規則ニシテ存ス
ルヲ要ス蓋シ臨檢ト規定ト與ニ併合スルヲ
得ル者ヲ定ムルハ即チ基本ノ規則タルハ明カ
ナリ又ニ新第百三十三條後旧第百三十三條
回復ニ次ラ第百三十三條百三十四條
其ノ他臨檢ノ方式及シ條件ハ民事訴訟法ニ之ヲ
規定ス
又新第百三十三條即チ旧第百三十三條第百三十四條
項ニ規定スルハ其ノ規定ヲ廢スルハハ
第百三十三條第百三十四條ノ規定ニ之ヲ
是レトシテ是レトシテ是レトシテ是レトシテ

本ノ規則ナルヲ以テ民法中ニ存セサルハカラ

寺長報告委員此規則ハ訴訟法ニ譲リ教テ不

規是シタルニ佛蘭西ニ於テモ之ヲ訴訟法ニ

ホアンナード佛國ノ訴訟法ハ一條トシテ見

定シタルハトテ未タ以テ論據トスルニ是ヲ規

抑鑑定ヲ為サリニ當リテハ鑑定人ノ在筈

ヲ奇貨トシ濫リニ諾般ノ事項ヲ鑑定セシムル

ハ後メ裁判所ニテ之ヲ決定セサルハカラス然

ルニ鑑定ヲ為サシムルハ基ホノ

規則十條以下ニ關スルハ人選ノ許シムルハ

寺長報告委員本條條二項即チ列市ハ鑑定人

ニ、新條百三十三條ニ從テ我務トシテノ

示、ソノ下ニ一本項、尋ニ本條ノ末ニ設置

又田第十三百二十七條ニテ條刪除ニ屬シタ

中、其、中、第、十、三、百、二、十、七、條、ハ、字、讀、ニ、屬、シ、タ、基

本、規、則、十、條、ノ、判、然、七、十、九、條、以、テ、其、刑

條、ニ、對、シ、成、テ、異、議、ヲ、容、シ、サ、シ、ム、事、十、三、百、二、十

八條ノ日本臣民ニ非シレハ鑑定人ニ選任セラ
ル、一ヲ得ストノ規定ハ基本ニ属スルモノト
謂ハサルヲ得ス此事ニ付テハ、カルクドモ審
テ之ヲ訴訟法ニ規定セトノ説ヲ主張シタリ
シカ竟ニ余ノ辯駁ニ服シテ民法ニ規定スル
キナリシナリ然レ氏到底外國人ニ非カレハ其
用ヲ為サ、ル場合アルヲ以テ穿ニ項ノ例外ヲ
設ケ、モシ元來鑑定ハ外國人ヲシテ為サシ
ハキモノニ非ス蓋シ裁判官ハ鑑定人ノ説ニ從
フノ義務ナシトノ規定アレハ實際ハ之ニ從
フ通例トスルヲ以テ鑑定ハ公権ヲ有スル日本
臣民ヲシテ之ヲ為サシメサルハカラストシテ
鑑定人ハ日本臣民ナラサルハカラストスルハ

鑑定ノ効力ニ関スル基本ノ規則ナリ故ニ此規
則ハ民法ニ存セサルハカラスルモノト信ズル
ナリ
又鑑定人ノ宣誓ヲ刪リシハ訴訟法ニ讓ルノ旨
意ナルヤ
(寺島報告委員) 否訴訟法ニ讓ルニ非人宣誓ハ
認テ之ヲ採ラザルナリ
(ボアソナード) 宣誓ハ決シテ宗教的ノ性質ヲ
帯フルモノニ非人而テ宣誓ヲ為サズモテ陳述
シタル鑑定ハ信ヲ措ク一能ハサルナリ
(寺島報告委員) 本邦ニテハ犯罪法實施以來實
驗ニ依ルニ宣誓ハ毫モ其効ヲ見サシナリ加
之宣誓ハ一手續ニ過キサルナリ

(ボアソナード) 否宣誓ハ手續ニアラス鑑定人
 ノ擔保ナルヲ以テ茲ニ規定セサルヘカラス
 (寺島報告委員) 縦令宣誓ノ了ラ規定スヘシト
 スルモ謹慎且誠實ニ其委任ヲ履行ス可シト云
 フカ如キハ手續ニ屬スルニ依リ本健ニハ唯
 訟法ニ定メタル方式ニ從ヒ宣誓ヲ爲スト云ハ
 則チ可ナラン
 (ボアソナード) 宣誓ニモ陪審ノ宣誓證人ノ宣
 誓等數種アルヲ以テ本條ニ「謹慎誠實ヲ誓フ旨
 ヲ明示セス唯宣誓スベシト」ニ止マラ
 ハ如何ナル宣誓タルヤヲ知ル能ハサルナラ
 故ニ本條第一項ハ原案ノ儘ニ存センコトヲ望
 ム

寺島報告委員 同條第一項如何
 (ボアソナード) 同項ハ削除スヘシ
 又旧條十三百三十條ノ第一項ハ當事者立會ノ
 事ヲ規定シタルモノナルカ故ニ手續ニ屬スル
 モノニ非ス故本項モ原案ノ如クナランコトヲ望
 ム而シテ第一項ハ手續ニ屬スルノ嫌ヒアルヲ
 以テ訴訟法ニ讓リ提訴トシテ本條ニ左ノ一項
 ヲ設クヘシ
 此他鑑定ニ関スル方式ハ民事訴訟法ニ之ヲ
 規定ス

新條二十三條第一項ノ末又「又ハ金額若クハ
 數量ノ文字ニ捺印ス」トアレハ金額數量ニ捺印
 七シナルノミニテハ大ニ原案ノ旨意ニ反スル

10
ヲ以テ記載シ、下又ハ金額若クハ数量ノヲ刪
リ單ニ其文字ニ捺印スルヲ要スト改ムハシ
旧第百三十四條ハ、證書ノ本文ト債務者ノ
記載シタル數額トノ間ニ差違アル場合ヲ規定
シタルモノナリ然レニ之ヲ刪除スルニ於テハ
實際斯ノ如キ場合ノ現出シタルハ當リ如何
スハキカ到底決着スル所ヲ知ラサルハシ故ニ
本條ハ左ノ如ク修正シ以テ之ヲ存スルヲ要ス
若シ證書ノ本文ト債務者ノ自書シタル金額
又ハ數量ニ差違アルハ其證書ノ本文モ共
債務者ノ手ニ成リシ片ト雖モ義務ハ其中ノ小
ナル金額又ハ數量ノ爲メニ非サレハ證明
ラレズ但シ其錯誤ノ孰レノ方ニ在ルヤ書面又

、其他ノ方法ニテ證明セラル、場合ハ此限
ニ在ラム
旧第百三十四條ハ、證書ニ債務者ノ金額數量ヲ手
記セサル證書ハ證據ノ端緒トナルト云ハル規
則ヲ刪除シタルハ之ヲ以テ證據ノ端緒トヒサ
ル旨意ニ出テタルモノナルヤ
寺島報告委員決シテ然ルニアラヌ却テ充分
ナル證據タルハキヲ以テ規定スルニ及ハスト
ノ旨意ニ出テタルチリ畢竟ルニ是レ旧第百
三百四十四條ヲ刪除シタル結果ナリ
ボアソナード)然ラハ本條モ亦第百三十四
四條ト共ニ回復シ債務者カ自身ニ金額又ハ數
量ヲ手記セサルハ其證書ハ證據ノ端緒トナ

ルト) 規定ヲ存ヤサル可カラズ
(寺島報告委員) 旧序十三百四十三條ノ未項ハ刪
除シテ差支ナキヤ

(ボアソナード) 刪除スルモ可ナリ
新序二十七條以下ニ於テ確定

日附ノ事刪除ニ屬シタルハ甚夕不可ナリ
日附必要ノ理由ハ註解ニ詳カナリ尚ホ此事ニ

付テハ特ニ意見書ヲ呈出セヨ
重子テ意見書ヲ呈出セヨ

(寺島報告委員) 確定日附ノ廢罷ハ主トシテ登
録ヲ以テ一ノ稅源ト者做シタルニ由ル然レ氏

本官モ亦其刪除ハ不可ナリト考フ
ボアソナード) 登錄ハ佛國ニ於テハ一ノ稅源

ナリト雖モ本案ニ於テハ決シテ此趣意ニ出テ
之ヲ設ケタルニアラヌ尚ホ意見書中ニ之ヲ詳

論スルニ
又新序三十一條即チ旧序千三百五十三條第ニ

項ニ對シテ證人ノ帳簿ハ商人ノ爲メ商人ニ非サル者
= 對シテ證人ノ帳簿ハ商人ノ爲メ商人ニ非サル者

何ナル理由ナシヤ
寺島報告委員) 商法第百四十條ト抵触スルヲ以

テ刪除シタルナリ
(ボアソナード) 帳簿ハ商人間ニハ不完全ナカ

ラ之ヲ證據ト爲ス所以ハ其互ニ帳簿ヲ有シ調
査ヲ爲スノ方法ヲ以テ非商人ニ對シテ効力ヲ有セシムルハ

帳簿ヲ以テ非商人ニ對シテ効力ヲ有セシムルハ

法理ノ許ナリ商法第四十條ニハ裁判
所事情ヲ斟酌シテ判決シ相手方ニ於テ其不正
ナルトシテ少シニテモ信認セシメ得サルハ此
限ニ在ラストアリテ幾分カ反對ノ證據ナカ
ルハカラサルノ規定アリ是レ甚ク其當ヲ得
所ナリ且記入ノ證據カノ斟酌ノ如キ過當ノ
力ハ之ヲ裁判所ニ任スヘキモノニテサ
リ蓋シ事實ヲ審判スルハ素ヨリ裁判官ノ任
任ナリ記入ノ効力ノ有無ヲ規定スルハ立法者
得ルテ難キニ非サレ比若レ一方非商人ナル
ハ及證據ヲ得難キヲ以テ本條第二項ハ旧案ノ如
ク回復セシムヲ望ム

又新第三十六條差出シタルハ下ニ出席
上又ハ合式ニ在ルハ上ノ文字ヲ加
ハシ蓋シ帳簿ヲ差出シタル者ハ後日其抄録ヲ
以テ自己ノ利益トナシテ對抗セラルカ故ニ
其不利益トナシテ作ラシムルハ都合ナリ
キニ在リテ作ラシムルハ都合ナリ
寺嶋報告委員等四十六條中送致シノ字ト交
付シトノ字ハ孰レカ其一ヲ存スルノニシテ
可ナラシムルハ送致シ若クハ削除シ交
ホアソナード) 送致シ若クハ削除シ交
ミヲ存スヘシ又本條ノ末項「官廳ニ於テ」ノ下
ニ「ヲ加フヘシ」此字ナキ末項譯者ノ疎漏ニ出
シナラシム

16 又新第 四十九條 即チ旧第 四百七十一條 爲
氏時効ハ下、自白ノ日ニ経過又ハキモ、爲
メニハノ文字ヲ削除シタレモ之ヲ刑リ唯時効
ハ言消ノ日ヨリ進歩スト云フ片ハ言消シタレ
日ヨリ再ヒ三十年間経過セザレハ時効ヲ生セ
サレカ如クナルヲ以テ自白ノ日ヨリ其減期間
進行ムトノ明文ヲ掲ケサレハ大ニ疑惑ヲ生ス
ヘシ故ニ然レモ下、自白ノ日ニ経過スヘキモ
ノ、爲メニハノ加フヘシ
新第 六十一條 即チ旧第 四百三十三條ノ第四
ニ右三箇ノ場合ノ外公吏ノ作リシ寫カ異議ヲ
受ケスレテ其日附ヨリ二十年ケ年ヲ経過シタル
キトアリテ旧案ニ在リシ裁判所又ハ裁判所外

ニ於テ援用セラレノ文字ヲ削除シタレモ唯
異議ヲ受ケスレテト云フ成ハ裁判所又ハ
裁判所外ニ於テ援用セラレサルモハ異議ヲ
受クヘキノ理ナシ而ルニ唯其異議ヲ受ケスレ
テ二十年ケ年ヲ経過シタルニテハ未タ之ヲ
コテ證據カヲ有セシタルニ足ラズ即チ裁判所
又ハ裁判所外ニ於テ寫テ援用スルモ異議ヲ容ル
モ、モノナクシテ二十年ケ年ヲ経過シタルモノニ
非サレハ正本ト同一ノ證據カヲ有セシタルト
ク得サルナリ
寺島報告委員 本條第二ニ當事者ノ要求ニ因
リ其相手方ノ面前ニテトアルハ不都合ナラス
クヤ何トナレハ當事者ト云フ片ハ債權者債務者

18
 ノ二者ヲ合有スルヲ以テナリ
 (ボアンナード) 當事者ノ孰レカ一方ヨリ講求
 スルキハ双方トモ其場所ニ出頭シ居ルカ故
 茲ニ當事者ト云フモ敢テ支障ナシ
 同條第三ニ「裁判所ノ會ニ依リトアレシモ當事者
 出席ノ上又ハ合式ニ之ヲ召喚シタル上ニテノ
 文字ヲ加ヘサルハカラス是レ最モ必要ナリ
 從テ第四ノ場合ニ於テハ當事者出席シ又ハ出
 席セザリシトノ一項ヲ設クルノ必要ヲ生ス
 ルナリ

修正民法草案ニ關スル「ボアンナード」意見筆記
 第九回正誤
 第一行「又旧第千三百二十五條ニ至テハ
 第二葉」
 午續ニ屬スル云々以下ヲ左ノ如ク改ム

19
 故ニ新舊第十條ノ次ニ旧第千二百二十四條ヲ撰
 次テ旧第千三百二十五條ヲ第一項ト存シ第
 二證併合スルヲ得ル旨ヲ定ムルハ即チ基本
 故ニ之ヲ存スルヲ要ス蓋シ臨檢ト鑑定トノ
 ハ牛統ニ屬スルヲ以テ訴訟法ニ讓ルモ可ナ
 ラシ然レモ第一項ノ法則ハ基本ニ屬スルカ
 又旧第千三百二十五條ニ至ラハ第二項以下
 故ニ之ヲ存スルヲ要ス蓋シ臨檢ト鑑定トノ
 二證併合スルヲ得ル旨ヲ定ムルハ即チ基本
 故ニ新舊第十條ノ次ニ旧第千二百二十四條ヲ撰
 次テ旧第千三百二十五條ヲ第一項ト存シ第

二項以下左ノ如ク改ムハ
其他臨檢ノ事及ヒ條件ハ民事訴訟法ニ
ヲ定ム

修正民法草案一閱スル「ホアソフ」ドノ意見書

記(證據編)ノ二(明治二十二年四月四日)

寺島報先季(舊)旧第百八十四條ニ更ラニ

ホアソフナド公正證書ヲ作ル以上ハ必ラス

之ニ執行力ヲ付スルナラザルニ其證據力ノ

停止アルニ當リ其執行力ノ停止ムルニキル規

定セサレハ證據力ノ停止アルモ免ル角執行ハ

之ヲ為スルキモノ如キ解釋ヲ生セシムルハ是

而ハ二項クノ如キハ法理ニ背反スル所ナリ是

レ此等二項ヲ追加シタル所以ナリ

寺島報告委員(舊)第百八十五條中「各当事

之者ヲ改メテ指証ヲ爲ス認テノ當事者トシタル
理由如何

(ホ)アソ、一、合當事者ト云フキハ誰レ被ノ
差別ヲ、皆具署名、要スル、如シ然ルニ一切
ノ當事者ニ必スモ署名スルヲ要セス指証
ヲ爲ス者ノ署名アラハ即ケ足リトス
第五十五條ニ但總テ遡及ノ効ヲ有セズノ一句
ヲ加フヘシ其理由ハ註解ニ在リ
第五十七條第二項右ノ證書ノ下次條ノ場合ヲ
除クノ文字ヲ加ヘ且同項ノ末ニ但其追認證書
中之ヲ以テ原證書ニ代フヘキ旨ヲ記載ジタル
キハ此限ニアラスノ一句ヲ加フヘシ
又第五十八條第一項、改メ然レ凡九ノ二個ノ

場合ニ於テハ追認證書ハ原證書ノ喪失ノ證
イヤ之ニ代ハルモノトシ旧條ニヲ刑リ
三ヲ第五ニ改メ其中債権者ノ字ヲ之ヲ授用ス
ル者ニ改メヘシ蓋シ追認證書ハ未ダ必スモ
債権者ノ授用ニ獨リ授用スルモノニアラズ或ハ債
務者ノ授用スル場合モ之ナシトセズ故ニ之ヲ
授用スル者ト云ヒ以テ債権者債務者ノ兩者ヲ
含蓄セシムヘシ
第五十九條第一項債権者トアルヲ原告ト
改メヘシ是レ亦前條第二ノ場合ニ於ケルト同
シク或ハ債務者ヲ原證書ヲ差出スルアルハ
キカ改メ
又(手続報告委員)第六十條ノ冒頭ニ裁判所又ハ

當事者ヨリ其本ノ差出ノ求ムルニ於テハ
ヘメル理由如何

(ホアソナード) 蓋シ證書ノ寫公正ノモ
キハ正本ヲ差出サシムルモ差支ナシ故ニ裁
判所又ハ當事者ヨリ正本ノ差出ヲ求ムルニ於
テハト改ム可シ第ニ項ニ然レド文字ニ加ハ
其正本ヲ差出ス下ノ下裁判所ノ命令ニ依
ヲ加スヘシ

第六十一條第三裁判所ノ命令ニ依リノ下當事者
出席ノ上又ハ合式ニ之ヲ召喚シ上ヲ加ハ
第四ハ原案ノ通り更正スヘシ
第六十三條末項全文ノモニシテ且異議ヲ受
クニテ無クニ刪リテ二十ト年ヲ經過シ下且異

議ヲ受クルト無ク既ニ行使セラレテ加フヘシ
寺嶋報告委員 第二項ノ附記トアルハ不必要
ナラン

(ホアソナード) 又ハ附記ハヲ刪ルヘシ
寺嶋報告委員 同項ヲ終リハ効力ヲ有ストシ

テ「ノ」ニ字ヲ刪リテハ如何
(ホアソナード) 刪除スヘシ
寺嶋報告委員 末項ノ全文トアルモ不必要ナ
ラン

(ホアソナード) 然リ全文ノニ字ヲ刪リ第二項
附記ノ下ニ「ノ」全文ノ三字ヲ加フヘシ

第六十四條ハ又ハ「ノ」ニ字ハ不必要ナリ
第六十五條「會社資本」ノ上「其組織」ノ當時ニ於ケ

ルヨ加フヘシ
第六十六條(旧)第十三百九十八條中「請求」ノ下「又」
ハ抗辯ノ字ヲ加フヘシ否スハ抗辯ニ此法則
ヲ適用スルハ能ハサルヘシ又追加ヲ爲シタリ
= 因リ被告ヲ改メ相手方トスヘシ
第六十七條第二項中「證」シタリ權利ノ日後ノト
アルヲ證シ物權ノ消滅又ハニ改ムヘシ又
第三項履行ノ定メタルニ改ムヘシ
メ口頭ニ定メタルニ改ムヘシ

修正民法草案ニ関スル「ボ」アツナード氏意見筆

記(證)據編ノ三

ボアツナード

告ヲ加ヘ「請求」

告ノ抗辯ニ関ス

五ノ圓ニ起過セ

レ本條ニ此追加

寺島報告委員

サアルヤ

ホアルナード

スルヲ以テ「被」

格ノ殘餘トハ債權ノ殘餘ヲ謂フノナレハ

(明治二十二年四月五日)

ボアツナード「下」又「被」

第六十八條中「原告」ノ下「又」

ハ抗辯ヲ加フヘシ蓋シ「被」

亦其申立ツル所ノ利益是

要スル所「以」ナリ文字ヲ要セ

第二項ニハ「被」造ノ文字ヲ要セ

第二項ハ「請求」ノ事ニシテ觀察

文字ヲ要セ「何」トナレハ價

ノ殘餘ヲ要セ「何」トナレハ價

ル片ハ書面外ノ事項又ハ書面ニ及スル事項
ニ付キ人證ヲ許ス
又等ニ「債權者」ト改ム第3ノ
「原告」ヲ「利害關係人」ト改ムハ被告ト改ム原告又
ハ被告ト改ムル所以ハ此規定ハ債權者ヲ原告又
限リ適用スルキモノニ非スシテ適用スルキモ
第75條(旧第147條)但書ヲ刪リ
氏之ヲ刪除スル片ハ簡單ナル畧式ヲ用フル
能ハスシテ委任裁判官等ヨ余シ多額ノ費用ヲ
要スルニ至ルハ裁官等ヨ余シ多額ノ費用ヲ
訟廷ニ於テ為ス簡單ナル證人訊問ノ方式ノハ
以テスヘシトノ但書ヲ加ヘ以テ畧式ヲ用ヒ

費用ヲ省クヲ得セシムヘシ
旧第448條(旧第447條)但書ヲ刪
一項ハ宣誓ニ関スル規定ナルヲ以テ刪除スル
モ假リニ差支ナシトスルモ第2項ハ證人訊問
ニ関スル方式ヲ許シ法ニ讓ル者ヲ以テ本條復
ノナレハ茲ニ之ヲ置ク要ス是ヲ以テ本條復
ラク之ヲ回復スル但其煩雜ナル嫂アラハ左
ノ如ク之ヲ改ムルニ関スル規則ハ民事訴訟法
證人訊問ノ方式ニ関スル規則ハ民事訴訟法
寺島報告委員第一項ノ證人宣誓ノ規定モ存
スルトシ唯極メテ簡單ナル文章ニサレシ
五

事者ノ知リテ申立テサリシ他ノ同性質ノ原
 因ハ當事者之ヲ拖棄シタリト推定セラレ更
 之ヲ新争ノ原因トシテ用ユル下ヲ得
 方式ノ瑕疵ニ基因シタル證書ヲ證據又ハ方
 式ニ関シ無効トスル下ヲ許トスル曰請求又
 曰答辯中ニ申立テサリシ他ノ方式ノ瑕疵
 付テモ亦同シ
 第一項中「同性質」ノ文字ヲ加ヘタルハ若シ原因
 性質ノ異ナルハ當事者之ヲ拖棄シスリト
 看做スヘカラルサルヲ以テナリ又茅ニ項ニ證據
 ハ方式ニ関シテ加ヘサレハ本項徒法ニ屬ス
 又ハ方式ニ関シテ加ヘサレハ本項徒法ニ屬ス
 寺島報告委員) 序八十七條ノ次ニ曰茅十四百二

十條ヲ挿入スヘキナ
 如ク規定ス可シ然リ新茅八十八條トシテ左ノ
 既判力ハ判決ノ主文ニ附着スルノミナラズ
 其理由中目的原因當事者ノ資格又ヒ争ノ證
 據ニ関シテ確乎ナル事實又ヒ權利ヲ認定ス
 ル總テ付テモ亦之ヲ附着ス
 茅八十九條(旧茅四百廿三條ハ大ニ原案ニ修
 正ニ加ヘ原意ヲ傷ヒタルヲ以テ高ホ左ノ如ク改メ可シ
 茅八十九條法律上ノ推定ハ左ノ場合ニ於
 テハ私益ニ関スル完全ノモナリ
 茅一八私益ニ関スル身分ニ関スル或ハ資格
 ヲ附與シ又ハ拒絶スル片

事等ニ関シ失跡者或ハ歸化或ハ親子ノ血統等
ニ付キ法律ノ決定メタルハ推定ハ元來私益ニ関ス
ルモノナレバ是レモ決シテ又サレモ
ノナリ是レモ追カシタルハ所
例ハ登記法ノ設ケタルニ當リ又
ル事項ハ何人ト雖モ之ヲ和ラ
得ヘキヲ謂フ然レモ自ラ以テ
タトシテ得ル言ハテ其事項ヲ知
ス事トシテ得ル言ハテ其事項ヲ知
人ノ事トシテ得ル言ハテ其事項ヲ知
ヲ示サシメ合ハシテ解サテモ
法律上ノ推定ハ人ノ事トシテ得
シムルカ故ナリ覆ハスニテ得ル
カ故ナリ覆ハスニテ得ル

尊今之際ニ改メテ注意セサリシカ尙ホ熟考スルニ人
等ニ為シタル法律カ或ル所為ヲ其規定ヲ取テ
此レハ則テノ法律上ノ推定ハ法律ニ從テ非サ
レテ反メタルハ證據又ヒ方法ニ從テ示シ
三ニ知テサレモ公示ナキニ因リ
然レモ争カテ絶スルノ公示ナキニ因リ
推定ハ自白ヲ和テ解スルハ何時ニテモ之ヲ覆
スレバ自白ヲ和テ解スルハ何時ニテモ之ヲ覆
然レモ争カテ絶スルノ公示ナキニ因リ
推定ハ自白ヲ和テ解スルハ何時ニテモ之ヲ覆
改メテ注意セサリシカ尙ホ熟考スルニ人
尊今之際ニ改メテ注意セサリシカ尙ホ熟考スルニ人

(寺島報告委員) 第三教ノ單純ハ如何ナル意味ナルト

(ボアソナード) 單純ハ絶對的ノ推定ニ對スル

語ニシテ極メテ簡易輕少ナルヲ謂フ

(寺島報告委員) 單純ト云フハ簡易ノ義ナシ

契約篇ニモ「單純ト云ハ其意義如何

(森檢事) 契約編ニ所謂單純トアリ純粹ノ意ナリ

ヲ以テ單純ト云フモ適ナリ然ルニ此處ニハ

單純ノ謂ナリ然ラハ「單純」ニテモ可ナラシ

(三島檢事) 然ラハ「單純」ニテモ可ナラシ

(森檢事) 輕易ト改ム可シ

(寺島報告委員) 輕易ト改ム可シ

(ボアソナード) 第九十條第三項ニ

前二

章ト改メ其下ニ「及ビ訴訟法ニ規定シタル」ヲ加

フヘシ「條」末ニ「但裁判斷所ハ可決ノ理由中

其心證ヲ一定メタル事ハ此規定ナキヨリテ裁判斷

ヲ加フハ佛國ニテハ此規定ナキヨリテ裁判斷

官軍ニ辨消アリト推定スルモ止マカハ借リタル事

ノ認一定スルモ止マカハ借リタル事

ニ依リ辨消アリト推定スルモ止マカハ借リタル事

サス故ニ其專横ヲ判別スルニ由ナク且人民心

ヲ安スル能ハサルナリ別スルニ由ナク且人民心

(ホアソナード) 第九十條第三項ニ「及ビ訴訟法ニ規定シタル」ヲ加

定シタル如キト改ムヘシ「條」末ニ「但裁判斷所ハ可決ノ理由中

ボアソナド
夜間ノ零時ヨリ
ト算セサル
一ト為ス
六時迄一ト
左ノ如ク修正
日ノ依テ成就
等百五十條ノ
ハカトスル元
重テ辨消ノ為
抛棄スルニ外
ボアソナド
夜間ノ零時ヨリ
ト算セサル
一ト為ス
六時迄一ト
左ノ如ク修正
日ノ依テ成就
等百五十條ノ
ハカトスル元
重テ辨消ノ為
抛棄スルニ外

ル時ニ當リ現ニ時効ノ條件ヲ具セサルハ
申立ルニ於テハ之ヲシテ其利益ヲ得セシムハ
カテサヤ明カナリ
寺島報告委員(員)等百一十條大審院ニ於テハ
始メテノ文字ヲ加フルハ必要ナシ
ホアソナド然リ
申立タルハ大審院ニ呈スルモ之ヲ接用スル
ルヲ許スルハ唯大審院ニ於テハ之ヲ接用スル
ノ際時効スルハ之ヲ接用スルハ上告
寺島報告委員(員)等百一十條大審院ニ於テハ
ニテ差支ナカハルテハ之ヲ接用スルハ上告
後ニテ差支ナカハルテハ之ヲ接用スルハ上告

十九
テモ片ハ務加

ニ自ラ疑議ヲ生スルコトアル可シ第百十二條末
項權利ニ下ニ明カニ加フタリ蓋シ執行文
提示又ハ催告等アルニ當リテハ其害ヲ受ク
者ノ權利ニ關係スルハ其表スルヲ要ス
實ニ數多ノ債權ヲ有スルハ孰レノ債權ニ關
シ此等ノ處分ヲ行フタルカ顯然ラサル可カ
ラサルナリ
第百十二條ノ次ニ左ノ一條ヲ設ク可シ
法定ノ中斷ハ中斷處為ヲ行フタル者及ヒ其
承継人ノ為メニ非サレハ其効ヲ生セズ
寺島報告委員第一項ハ京業ニ一
個月トアリシヲ二個月ト改メタシ氏差支ナキ

ホアソノド 期限ハ如何ニ定ムルモ差支ナ
シ同項訴ノ提起ノ上ニ正當ノ三字ヲ加ヘサル
可カラス若シ此條件ヲ設ケサレハ無効ノ訴ヲ
提起スルモ猶ホ更ラニ二個月間中斷ノ効ヲ増
長スルノ弊ヲ生ス可シ
寺島報告委員 第百十四條ノ第三ハ甚タ不分
明カナラヌヤ
森檢事 同項ノ不明ナルハ一ニ譯文ノ不可ナ
リト文辭ノ修正其當ヲ得サリシニ由ルナラ
シカ左ノ如ク之ヲ改譯スレハ可ナラン
第三條 許訟手續カ民事許訟法ニ定メタル時
間止シテ無効ト宣言セラレタルハ
ホアソノド 第百十六條第一項 勸解上

ハス
寺島報告委員
第一項ヲ削除シテハ如何
モ敢テ支障ナレ
第二項ヲ屬スルヲ以テ削除スル
ハテソナト

寺島報告委員
第一項ヲ削除シテハ如何
モ敢テ支障ナレ
第二項ヲ屬スルヲ以テ削除スル
ハテソナト
第一項ノ有者又ハ其承人ニシテ其有者
第二項ノ有者ト為リタルハ其有者
第三項ノ有者ト為リタルハ其有者
第四項ノ有者ト為リタルハ其有者
第五項ノ有者ト為リタルハ其有者
第六項ノ有者ト為リタルハ其有者
第七項ノ有者ト為リタルハ其有者
第八項ノ有者ト為リタルハ其有者
第九項ノ有者ト為リタルハ其有者
第十項ノ有者ト為リタルハ其有者
第十一項ノ有者ト為リタルハ其有者
第十二項ノ有者ト為リタルハ其有者
第十三項ノ有者ト為リタルハ其有者
第十四項ノ有者ト為リタルハ其有者
第十五項ノ有者ト為リタルハ其有者
第十六項ノ有者ト為リタルハ其有者
第十七項ノ有者ト為リタルハ其有者
第十八項ノ有者ト為リタルハ其有者
第十九項ノ有者ト為リタルハ其有者
第二十項ノ有者ト為リタルハ其有者
第二十一項ノ有者ト為リタルハ其有者
第二十二項ノ有者ト為リタルハ其有者
第二十三項ノ有者ト為リタルハ其有者
第二十四項ノ有者ト為リタルハ其有者
第二十五項ノ有者ト為リタルハ其有者
第二十六項ノ有者ト為リタルハ其有者
第二十七項ノ有者ト為リタルハ其有者
第二十八項ノ有者ト為リタルハ其有者
第二十九項ノ有者ト為リタルハ其有者
第三十項ノ有者ト為リタルハ其有者
第三十一項ノ有者ト為リタルハ其有者
第三十二項ノ有者ト為リタルハ其有者
第三十三項ノ有者ト為リタルハ其有者
第三十四項ノ有者ト為リタルハ其有者
第三十五項ノ有者ト為リタルハ其有者
第三十六項ノ有者ト為リタルハ其有者
第三十七項ノ有者ト為リタルハ其有者
第三十八項ノ有者ト為リタルハ其有者
第三十九項ノ有者ト為リタルハ其有者
第四十項ノ有者ト為リタルハ其有者
第四十一項ノ有者ト為リタルハ其有者
第四十二項ノ有者ト為リタルハ其有者
第四十三項ノ有者ト為リタルハ其有者
第四十四項ノ有者ト為リタルハ其有者
第四十五項ノ有者ト為リタルハ其有者
第四十六項ノ有者ト為リタルハ其有者
第四十七項ノ有者ト為リタルハ其有者
第四十八項ノ有者ト為リタルハ其有者
第四十九項ノ有者ト為リタルハ其有者
第五十項ノ有者ト為リタルハ其有者
第五十一項ノ有者ト為リタルハ其有者
第五十二項ノ有者ト為リタルハ其有者
第五十三項ノ有者ト為リタルハ其有者
第五十四項ノ有者ト為リタルハ其有者
第五十五項ノ有者ト為リタルハ其有者
第五十六項ノ有者ト為リタルハ其有者
第五十七項ノ有者ト為リタルハ其有者
第五十八項ノ有者ト為リタルハ其有者
第五十九項ノ有者ト為リタルハ其有者
第六十項ノ有者ト為リタルハ其有者
第六十一項ノ有者ト為リタルハ其有者
第六十二項ノ有者ト為リタルハ其有者
第六十三項ノ有者ト為リタルハ其有者
第六十四項ノ有者ト為リタルハ其有者
第六十五項ノ有者ト為リタルハ其有者
第六十六項ノ有者ト為リタルハ其有者
第六十七項ノ有者ト為リタルハ其有者
第六十八項ノ有者ト為リタルハ其有者
第六十九項ノ有者ト為リタルハ其有者
第七十項ノ有者ト為リタルハ其有者
第七十一項ノ有者ト為リタルハ其有者
第七十二項ノ有者ト為リタルハ其有者
第七十三項ノ有者ト為リタルハ其有者
第七十四項ノ有者ト為リタルハ其有者
第七十五項ノ有者ト為リタルハ其有者
第七十六項ノ有者ト為リタルハ其有者
第七十七項ノ有者ト為リタルハ其有者
第七十八項ノ有者ト為リタルハ其有者
第七十九項ノ有者ト為リタルハ其有者
第八十項ノ有者ト為リタルハ其有者
第八十一項ノ有者ト為リタルハ其有者
第八十二項ノ有者ト為リタルハ其有者
第八十三項ノ有者ト為リタルハ其有者
第八十四項ノ有者ト為リタルハ其有者
第八十五項ノ有者ト為リタルハ其有者
第八十六項ノ有者ト為リタルハ其有者
第八十七項ノ有者ト為リタルハ其有者
第八十八項ノ有者ト為リタルハ其有者
第八十九項ノ有者ト為リタルハ其有者
第九十項ノ有者ト為リタルハ其有者
第九十一項ノ有者ト為リタルハ其有者
第九十二項ノ有者ト為リタルハ其有者
第九十三項ノ有者ト為リタルハ其有者
第九十四項ノ有者ト為リタルハ其有者
第九十五項ノ有者ト為リタルハ其有者
第九十六項ノ有者ト為リタルハ其有者
第九十七項ノ有者ト為リタルハ其有者
第九十八項ノ有者ト為リタルハ其有者
第九十九項ノ有者ト為リタルハ其有者
第一百項ノ有者ト為リタルハ其有者

得時効ヲ中断スル為ト云フモ利益ニ於テ時
効ヲ中断スル之レナシ又辭上少ク修正ス

森檢事 是レハ翻譯者ノ訛誤ニ出テタルモノ
ニシテ利益ニ於テトアルヲ利益ニ於ケルトス

得時効ト云フモ可ナラシ
ホアソナド 集百二十七條ヲ行使カノ下
上又ハ恩惠上ノヲ加フ可シ蓋シ恩惠上ノ期限
モ亦時効ヲ中断ス可キヤ否ヤノ點ハ論議ヲ生
ムルノ恐レアル所ナレハナリ
寺島報告委員 然ラハ同條ハ左ノ如ク之ヲ改

行使ノ期ハ其期限又ハ恩惠上ノ確定若クハ不確
定ノ期限ハ其期限又ハ恩惠上ノ確定若クハ不確
ル權利ハ其期限又ハ恩惠上ノ確定若クハ不確
ハ時効ノ進行ヲ初メスノ到来後ニ非サレ
ホクソナドトテ其ノ
下ニ成テ九條ニテ字ヲ加フ可
第百二十九條ノ字ヲ加フ可
字ヲ加フ可
第百三十條ニ抵當ノ免責時効ト云フモ抵當カ
免責スルニ非ルヲ以テ抵當ノ清滅時効ト改
ホク島報告委員
然ルハ時効ニハ三種アルヤ
然リ地役用益權抵當ノ時効ニ

周リ清滅スルキハ其時効ヲ免責時効ト稱スル
能ハス故ニ時効ハ其時効ト稱スル
寺島報告委員
ホクソナドトテ其ノ
其條件ヲ同フスレバ其實時効ハ三種アル
學蓋シテ法律ニ消滅時効ノ稱ヲ揭ケテ自由離
得ト稱シ此名稱ヲ附シ又羅馬ノ清滅時効ノ自
ルサル所以ハ本業ノ云ニ消滅時効ノ規定
ル權利故ナリ又同條中自巳ノ權利ハ自巳規定
第百三十二條中法律ノ定ムル場合及
除人可シ是レ法律ニ其場合ニ盡ク規定

間ハ三ヶ月トス
 人ノ百二十七日ノ管理ノ人ニ對シテ停止スルノ管理
 ノ新設ス可ニ進行セズト改メ同條ニ左ノ條ニ項
 時効ハ管理ノ絶止シタル以後ニ非サレハ更
 不進行セズ又第百四十七條ノ場合ニ於ケル
 不動産ノ時効ニ關シテハ三ヶ月ヲ以テスル
 島報告委員ノ第百三十七條上ニ定メタルハ
 上ニ定メタルノ誤リナラン
 然リ印刷ノ誤リナラン

修正民法草案ニ關スルボアソナードノ意見筆
 記(證據編ノ五)

第十三四回(明治二十二年四月九日)

(ボアソナード) 茲ニ法文ノ順序宜シキヲ得サ
 ルモノアルヲ以テ須ラク之ヲ正ラスヘシ即チ
 第百四十二條ト第百四十四條トハ同一ノ趣旨
 ニ關スルヲ以テ第百四十四條ヲ第百四十五條
 ノ第ニ項トシ第百四十三條ヲ第百四十四條ト
 次ニ置キ同條中其名義ノ證書トアル名義ノ
 字ヲ刪ルヘシ
 第百四十七條第一項左ノ如ク改ム可シ是レ泉
 業ハ時効ヲ以テ取得スルハ先責ノ加ム旨做ス
 如キ觀テ呈スルカ故ナリ

時初ハ利益ハ即時正名義且善意ニテ有依勤
産ノ右有テ取得スル者ニ属ス但第百三十六
條及ヒ第百三十七條ニ記載シタルモノヲ妨

同條第二項「正名義」下且善意」三字ヲ加フハ

(寺嶋報告委員) 第百四十八條中「詐取」ノ事ヲ刪

除スヘキヤ (ホヤソナード) 然リ盗品又ハ遺失品ニ係ル

ハ初メノ右有者其不正品ナルヲ知テ之ヲ移

付スルモノハ其舉動ニ怪ハレテ知テ之ヲ移

テ穿鑿スルヲ容易ニシテ之ヲ穿鑿セサリレハ

其懈怠ノ責ヲ免レサル所ナリ故ニ物品ヲ褫奪
セラルヘシト第モ詐取ニ係ル物品ヲ取得スル
者ハ其物品ノ詐取品タルヲ知ルヲ難キカ故ニ
其結果ヲ第三者ニ及ホスハカラサレ第ナリ故ニ
第一項中「詐取」セラレ及ヒ「詐取」ヲ剛リ第
二項「隱匿」シテ改メ「隱匿」シテハ「詐欺」ヲ
以テ得タル物品ニ

又第一項「二ケ年間」ハ「下盗」犯、其後犯、拾得者若

クハ此等ノ者ノ代人ヨリ直々ニ物ヲ收受シタ

ル右有者ニ對シテ加フハ蓋シ讓渡人ト讓

受トノ間ニ人ヲ介スルハ此規定ヲ適用ス

ニ注意スルヲ要スルノ三例ハル最初盗犯ヨリ處

物品ヲ購求スル者ハ其盜品ナルヤ否ヤニ注意
ヲ加ヘサルヘカラス然レ比更ニ轉シテ之ヲ買
フ者ニ至リテハ到底ニ注意スルヲ能ハサル
ナリ以テ之ニ其結果ヲ及ホス可ラサルナリ
又第ニ一項ニ其期限ヲ二ケ年トシタルハ長ニ過ク
ルヲ以テ一ケ年ニ減少スヘシ
第百四十九條第ニ項ニ所有者ハ其買受代價ヲ
轉償スルニ非サレト云フヲ以テ分條ノ場合ヲ
=於テモ亦所有者代價ヲ辨償スルハ回復ヲ
為ス丁ラ得ルモ是レ大ニ法理ヲ誤マルノ回復ヲ
ナリ此場合ニ於テハ所有者到底物件ヲ回復ス
ルヲ得ヘカラサルヘキナリ費ニ若シ買主ニ辨償
ムハキ懈怠アラハ所有者ニ物件ノ代價ヲ辨償

セシテ之ヲ回復スルヲ許スヘシ又若シ買
主ニ咎ムヘキ所ナケレバ所有者代價ヲ辨償ス
ルモ之ニ回復ヲ許サスレテ可ナリ故ニ其買受
代價ヲ辨償スルニ非サレト云フヲ刪リ又第ニ項ヲ
刪除シ第百四十九條ノ次ニ左ノ一條ヲ新設ス
第百四十九條ノ二項ニ所有者前ニ條ニ依リ占有
者ニ對シテ物ノ回復ヲ為シ得サル場合ニ於テ
ハ盜犯其從犯拾得者又ハ此等ノ者ノ代價ト
直ニ接シテ行フ者ニ對シテ其物ノ價額ニ付
キ對人訴權ヲ行フヲ得
又此訴權ハ取得ノ善意ナル場合ニ於テハ遺失
盜取ノ善意ナル場合ニ於テハ遺失

8. (ボアソナド)

撞著アル下分論ナルノミナリ
ス大ニ不都合ナリ故ニ稟ニ復スルヲ要ス其
理由ハ本條ノ註釋ニモテ充分論述セリ尚本意

見附録ヲ參觀スハシ
又同條適用ナル方法ノ下ニハ一又ハ免責時如

ハ字ヲ加ハ且左ノ新設スハ免責時如
其時効ハ助産取得編第百十八條ニ記スル如

ク債権者カ質ヲ有スル事実ノニニ因リ停止
セス

第百十九條未項ノ削除ハ大ニ債務者ヲシテ
田難ノ位置ニ陥ラシムル蓋シ債権者利息ヲ

堆積セシメ一時期ニテ請求スル債務者ノ
困難甚クナラス債権者隨時利息ヲ請求セサルハ

其過失ナリト謂ハサルハカラス夫ノ政府ノ年
金ノ若キ猶本久シク之ヲ請求セサル中ハ利
主其權利ヲ失フヘシ是ヲ以テ債務者ヲ保護ス
ル為メ末項ノ規定ヲ設ケシナリ現ニ佛國ニ於
テハ法律ニ明クテモモ關ハラス裁判例ヲ以
テ此規定ノ如ク裁判セリ畢竟スルニ利息ハ元
金ト異ナリ毎年之ヲ受取ラサレハ遂ニ堆積ス
キモノナリ而メ債権者之ヲ為メ破産ノ時
ニ請求スルハ豈苛酷ナラスヤ抑々債権者
之ヲ請求セサリハ已レ過失ナリ且權者
ハ五ヶ年間利息ヲ請求セサレハ過失ナリ且權者
分ヲ悉皆失フニアラヌ即午五ヶ年前ノ一五ヶ年

十分ヲ請求スルノ権利ヲ失フノミナルヲ以テ債
権者ニ於テハ敢テ大ナル若痛ヲ感セサルナリ
之ニ反シ債務者一時ノ請求ヲ受クルハ甚
難ナルヲ以テ末項ノ規定ハ必ス之ヲ存セサル
ハカラス又此規定ハ保護法ニ係ルヲ以テ自認令
債務者ニ於テ未タ利息ヲ拂ハサル旨ヲ自認ス
ルモ決レテ此規定ノ利益ヲ失フヘカラサルナ
リ(旧末項)

(寺島報告委員) 第百六十一條第三ノ雇使ノ終ラ
サルハトモモリタル理由ハ如何
ホアソナド) 茲ニ明言セサルモ自カラ明亮
ナルハ且本項ニ於テ之ヲ規定スルハ他ノ
項ニモ亦同様ノ明文ヲ要スルノ煩アルヲ以テ

刑リタリ
第百六十一條第一項ニ訴訟代人トアリ泉案ニ
結約者トアリシヲ刑リタリ然ルニ將來代書人
等モアルヘキヲ以テ結約者ヲ置キタルナリ今
單ニ訴訟代人若クハ輔佐人ト刑リ其他ノ公吏
ト改ムヘシ
(寺島報告委員) 其他ノ公吏トハ何ヲ指スマヤ
(ボアソナド) 代書人、仲買人、競買取扱役等ヲ
指スナリ
第百六十二條第三「飲食」トノミニテ「扶持」ノ文字
ヲ加ヘサルハ生徒習業者等ニ給シタル衣服
ニ付テハ時効ナキカ如シ
(寺島報告委員) 然ラハ「衣食」ト改ムレハ可ナラ

(ボ) 前四ノ一ト
 ハ本條ノ規定スル限ニテハ前九條
 十條ヨリ算スルハナリ且旧案ニハ債務者
 裁判所ノ審問ニ應シ義務ヲ負擔セサル旨ヲ
 述セサル場合ヲ規定スルニテ注意ノ自白ヲ
 為シタル場合ニテ其範圍狹隘ナルヲ以
 テ之ヲ左ノ如ク改メ別ニ其範圍ヲ新設ス
 第百六十四條ニ規定シタル新設スル
 期間中債權者ノ不行爲ニ規定シタル時
 期間中債權者ノ不行爲ニ規定シタル時
 推定ハ注意ニテ現實ニ辨濟セサリシ
 自白シ又ハ裁判上ノ審問ニ依リ善意ニテ

何等ノ義務ヲモ負擔セサル旨ヲ陳述セサ
 ル債務者之ヲ接用スルトテ場々
 若シ債務者ノ相續人寡婦又ハ其他ノ一
 承權人カ右ノ場合ノ一ニ於テ債務者ノ
 利ニ基キ時効ヲ援用スルニ於テハ其前
 カ此名義ニテ原告ニ對シ尚ホ或ル物ヲ負
 擔スルヲ知ラサル旨ヲ善意ニテ陳述ス
 第百六十五條ノ要スル如ク改メテ新設
 第百六十六條ノ裁判所書記及ヒ辯護士
 事ハ判決ノ時ヨリ三ヶ年ノ後ハ其關係
 事ハ判決ノ時ヨリ三ヶ年ノ後ハ其關係

ボアソナード意見筆記第九回附録
(再と確定日附ヲ論ス)

第廿九號
七月八日翻譯會印

モリレ一是
ノテザノヲ
ナハ心権以
リ其所利テ
所ノニ一
為ニ関人
ノ箇ニ
相ノ相
互所調テ
ノ為和
日ヲス個
附約心ノ
ハシト人
極タテニ
メル得同
テ者ズ一
重ア即ノ
要ルチ財
ナニ相産
ル當容同

シリ以モ為カヤ
テ之上ノヲリ否
自ヲ陳ニ知タルニ
ラ詳アシル者関
明論ルテヲ得ハス
カス所其効へ既
ナルハ更果クニモ
ト如ニヲ被之所ナ
ヲキ細ルへ知以前
認却ノキテサニ再
ステ辯モノル行ハ
ル此明ヲノハレ所
ニ理ヲナレカテ為
過論要セレハサルニ
キノセハナリ所
サル簡ルナリ所
へニナリ所

シナ知カ為ノト第カ箇関第後
タリスリニニ之ニナノニ貳ノ
ル之ルタ勝箇ニ者リ所兼上設
後ニ丁ルルア効ノ何為繼ニ定
尚反能者モレ果名トノ人陳ニ
處シハハノハヲ義ナ相トフ関
分再ス爾ナナ及ヲレ互第ルシ
ス次又後リリホ附ハノ三所テ
ルノ之自何而ス其此日者ニハ
ヲ所ヲ巴トノヤセ場附ト依第
得為兼ノナ初否ニ合ヲヲ見者
ハハ引関レ次ヤトニ対較別レタ
キ初ス係ハノノス於較スハル
モ次ルセ初所論ルテスハル一モ
ノニサ次為点所ハルニ箇ノ
、所及ルノハタノ兼ニノ方ノナ
残為ハ所所再ル人繼在方ノ所リ
存ヲサ為為次所ノ為所又トハ為
ス履レヲニノ為所ト為ハ明ニ

此ノ日附ノ所ニテハ何トナレハ債権者ハ其契約
受クヘキモ前後ノ日附ハナリサレバ債権者ハ其契約
今證書ニキモ確定ノ日附ハナリサレバ債権者ハ其契約
何ナル詐欺ノ行ハルカテサレバ債権者ハ其契約
動産ノ譲渡及ヒ不動産ノ所有権ノ行使ハ其契約
場合ハ之ヲ除却スルカテサレバ債権者ハ其契約
テハ既ニ登記若クハ入ト依リテ詐欺ノ豫防ス
レハハナリニ登記若クハ入ト依リテ詐欺ノ豫防ス
例ハ債権者最初ノ十五日ニ於テ債権者
ヲ讓渡シ其讓受人甲ナル者同日執達ノ證書
ヲ以テ債務者ニ其讓受人甲ナル者同日執達ノ證書
者翌日ニ至リ更ニ其債権ヲ通シ乙ニ讓渡シ然

茲ニ第一ノ債権者トシテ區別スルノ時ニ至ルハ
順次讓渡セシメテ明セシメテ例ハ前記ノ例ニ於テハ
完全ノ所有権ヲ讓渡シ即チ相手容テ抵當權又ハ地役
權ヲ設定スルコトハ蓋シテ完全ノ所有權ナリサレバ
セテ他人ニ屬スル抵當若クハ地役ノ効力被ルハ供
カテサレバ種々ノ物ニ於テハ買取者順次金額
ヲ借用スルコトハ如キ場合同ニ於テハ相取者順次金額
ノ權利ヲ擔スルコトハ如キ場合同ニ於テハ相取者順次金額
最初ノ状態ニ在ルテ債務者ニ此等ノ債權者トシテハ
最如クハ債務者ニ此等ノ債權者トシテハ

人

人

ルニシハ通知處分ノ費用ヲ省カン
 得たり其受諾タル債務ノ認知ニ
 人ナリ然ニ辨濟者為スヘキ義務ヲ
 ノナリ然ニ當事者甲ヲ欺カシカ
 中ニ四日若クハ以前ノ附記
 ノ如ク其證書ニ實際ノ以前ノ附
 タル片ハ再讓渡ノ初日以前ノ
 再次讓渡ノ關テハ第三次讓渡ノ
 兼繼承人ト為リ其効果ヲ被リ
 意ヲ執ム者ハ價失フニ至ル
 謀計ヲ行フハ惡

ケレハナリ然ニ若シ之ニ反シ
 ニハ其通知以前ニ確定ノ日
 以テセサルヲ得サル片ハ其位
 シ是ヲ以テ第三而第六十七條
 確定ノ日附ル受諾シタカニ
 又證書ニ確定ノ日附ラサルカ
 フ得ヘキ場合ノ一例ニシテ
 讓渡アリテ其讓受人ノ執達シ
 者ニ其取得ヲ通知シ而シテ
 真ニ成意タルニ數日後ノ債務
 シ右通知以前ノ日有シ更
 意上ノ免除以前ノ日有シ更
 スル證書ヲ讓受人ニ示シタ
 若シ記載

人ニシテ其證書ノ効果ヲ被ラサルヲ得サルハ遂ニ詐欺ノ為メニ其利益ヲ剥奪セラルニ至ルハ然ルニ確定ノ日附ヲ有ストスルハ譲受人ハ其證書ニ就テハ第三者タルヘキナリ又債務者破産シタルハ其動産タルト不動産タルト問ハス財産ノ管理権ヲ褫奪セラレハ其動産ヲ賣却シ買主トシテ通謀シテ其證書ニ破産以前ノ物件ノ價額ヲ不正ニ褫奪セラル、眞之レカ為メ何トナレハ債務者ハ同時ニ伴テ代價ノ受取證ヲ買主ニ附

共スヘケレハナリ又或ハ債務者其債権者ノ入スル契約ヲ為シ然ルニ其破産以前ノ日附ヲ入スルハ此等ノ詐欺タルニ決シテ行ハル、要ストサハキナリ論者確定日附ニ對シ二箇ノ駁撃ヲ加ヘタリ左ノ日附ヲ辨破シテ第一論者曰ハク證據ヲ要セサルカ其記載ノ事項ニ関シ確實ノ證據ヲ要セサルカト之ニ答フル敢テ難シトセス蓋シ茲ニ論スル所ノ場合ニ於テハ其所為固ヨリ能力ヲ有スル者

ノ概子行フテ得ヘキ適法ノ處分ニ係ルモノナ
 リ例ハ所有者ナラハ其債権ハ其財産ヲ賣却スル
 得債権者ナラハ其疑念タル所ハ其所得ルヤ
 固ヨリ明カナリ只疑念タル所ハ其所得ルヤ
 タル時ニ當リ尚ホ果シテ所有者若クハ債権
 者タルリシヤ否ヤニ在ルノ所モ其債権
 者富リ既ニ賣却ヲ為サ、リシハ尚ホ其時
 者若クハ債権者タルヘキカ故ニ茲ニ論スル
 所ハ只日附ノ点ミ一タヒ其日附ノ点ニ
 スルニ於テハ證書ノ有効ナルヤ無効ナルヤ
 点モ亦自カラ決定スルモナリ
 第ニ論者曰ク確定日附ヲ附スルカ為メ更ニ租
 稅徴收スルニ於テハ是レノ租源ヲ増スモノ租

ナリ然ルニ人民ハ既ニ租稅ヲ負擔スルト重キ
 カ故ニ更ニ租源ヲ増スヘカラスト
 是レ只皮相ノ管見ノ蓋シ登録ノ制ヲ設ケル
 モ決シテ更ニ租稅ノ設ク登録
 稅ヲシテ登録ノ事項ノ價額ニ應シ其高稅率ヲ異
 定セシメテハ則チ一ノ租稅額タルヘキモ之ヲ固
 リ立法者ノ專斷ニ在リ而シテ本ニ於テハ之ヲ
 以テ定稅トモ毫モ妨ケテナク只官署ニ於テ登録
 コトヲ以テ定稅トモ毫モ妨ケテナク只官署ニ於テ登録
 ヲ為スノ報酬トスルニ過キ佛蘭西ニ於テモ定
 稅ハ數多ク總テ報酬ト見做サルト見做サルモ
 ノアラス總テ報酬ト見做サルト見做サルモ

トサ登モ時ニ義租如ヲ
 スル録前所却條稅知生
 ルヘ稅例得テ理タ必ス
 ニシヲヲ稅非難照却物ニ
 打況以見ヲ設ケ容ニ至
 テンテ準ル所加之、當徴收ス租稅賣藥印紙稅菓子稅
 オヤ余ノ稅ト益進シテ何レ本ニ於テハ故
 唱アスル如ク敢テ權衡ヲ失セハ

レシヒ一へ其ハ若シ
 ハ何祖ノカ額只シ
 ナト稅租ラモ之登
 リナヲ稅稅ト加少カ為稅
 且レ拂トス之ナメ利以
 若ハ之シル更ニカ益テ
 シカ為ル賣買貸借スル者
 此租稅ニ社會ハ其取引ノ保護ス
 租稅ニ社會ハ其取引ノ保護ス

筆墨料等ニ充ツルヲ以テ其任ニ當ラシムル一得
 從屬シ之ヲ以テ其任ニ當ラシムル一得
 從屬シ之ヲ以テ其任ニ當ラシムル一得

定稅ハ官廳ノ費用即チ建物ノ費用役負ノ給料

